

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	南伊勢町南島地区地域水産業再生委員会
代表者名	畑 金力

再生委員会の 構 成 員	三重外湾漁業協同組合、南島あぐり会、南伊勢町
オブザーバー	三重県、三重県漁業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会、 南島海商組合

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	南伊勢町南島地区地域（阿曾浦地区～古和浦地区） 大中小型まき網(1)、中型まき網(4)、大型定置網(4)、 小型定置網(8)、つぼ網(25)、刺網(184)、かご網(119)、 一本釣漁業(143)、魚類養殖(54)、真珠養殖(46)、藻 類養殖(7)、貝類養殖(78)、その他の漁業 ※複数漁業での兼業有り
-------------------	---

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

黒潮が流れる熊野灘に面する南伊勢町南島地区地域は、多種多様な水産資源に恵まれ、戦前より一本釣漁業をはじめとする各種漁船漁業や大型定置網漁業が営まれてきた。これらに加え奈屋浦地区では、昭和 50 年代よりまき網漁業が発展し、奈屋浦漁港は県下一の水揚量を誇っている。また、リアス式海岸に囲まれた各地区の湾内では静穏な海域を活用し、昭和 30 年代からは真珠養殖や真珠母貝養殖、昭和 40 年代後半からはブリやマダイ等の魚類養殖も盛んに行われるようになり、当該地域は活気ある漁業の町として栄えている。

しかし、近年、磯焼け等の漁場環境の変化や水産資源の減少、魚価の低迷や漁業資材の高騰等の理由から厳しい漁業経営を強いられるようになり、廃業する漁業者が増えるとともに漁業後継者の不足や高齢化が問題となっている。また、漁港施設においては、まき網漁船の大型化により、岸壁の延長や陸揚げされた漁獲物を入れるコンテナ水槽を配置する市場面積の不足により、大量の陸揚げ時には時間を要する場合も見られるなどの問題を抱えている。漁港の衛生管理においても、海外輸出に求められる高度な衛生管理基準を満たしておらず、検討すべき多くの課題がある。

このような中、当該地域では、磯清掃によるヒジキ漁場回復や藻場造成等の漁場改善、魚類養殖業の協業化の推進を主とした経営指導及びブランド化を図っている。また、まき網漁業では「漁業構造改革総合対策事業」を活用し、効率的な操業体制の構築や生産コストの削減などによる収益性向上等に取り組んでいる。

## (2) その他の関連する現状等

当該地域は、県内屈指の水産業が盛んな地域であり、県下一の水揚量を誇る漁港を有するが、全国的に有名な伊勢・志摩地方と紀伊長島・尾鷲等の東紀州地域の間に立地し、県南部の主要幹線国道である国道 42 号線から離れており県内外の来訪者も少なく、その知名度は低いものとなっている。この状況の改善をめざし、平成 26 年から「おさかなフェスタ南伊勢」を奈屋浦地区で開催し、積極的に地元水産物を県内外に PR している。

また、県が行う国補事業を活用した藻場造成による漁場環境改善への協力や県単事業を活用した自然石の投石によるイセエビやカサゴ等の資源増殖に努めている。

漁港においては、奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想に向けた取組を行うとともに、津波等による被災時に、地元水産物の生産・流通機能の早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）を策定し、災害等による影響を最小限に抑えるための検討を行っている。

### 3 活性化の取組方針

#### （1）基本方針

豊かな海を将来にわたり持続的に利用し、安定した漁業経営を実現することで地域の水産業を魅力ある基幹産業に位置付け、漁村地域の発展及び活性化を図る。このため、漁業者等が主体となり、次の基本方針に基づき、プラン終了時に10%の所得向上をめざすこととする。

#### I. 魚類養殖業の収益性向上

##### 1. ブランド養殖魚の生産・普及

漁業協同組合や県漁連は、今後需要の増大が見込まれ、付加価値を高める戦略的な取組となっている既存ブランドである「伊勢まだい」の新たな養殖業者の確保及び既養殖業者の出荷尾数の増加を促し、その養殖の普及を推進する。

##### 2. 新たなブランド養殖魚の創出

「伊勢まだい」とのリスク分散を図り、さらなる養殖経営の安定をめざすため、県漁連が主体となり消費者ニーズを取り入れた、餌・魚体重等による差別化などの検討を踏まえ、漁業協同組合や県漁連は、マダイを用いた第二のブランド養殖魚の創出に取り組む。

##### 3. ブリ等養殖の推進

漁業協同組合及び県漁連は、ブリ等養殖における課題の整理・検討を行い、マダイ養殖業者に対して、海外でニーズが高まりつつあるブリ等の養殖を推進する。

#### II. 水産資源の維持・増大

##### 1. ウニ類等食害生物の除去及び磯の付着物清掃による藻場回復

漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに状況を調査し、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に取り組む。

阿曾浦地区の漁業者等は、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃行いヒジキ藻場の再生に取り組むとともに、漁業協同組合は、その取組成果を共有することで、他地区においてもヒジキ漁場の再生の取組を推進する。

##### 2. 藻場、魚礁等の設置

漁業協同組合や漁業者等は、水産資源の増大や効率的な操業を推進するため、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。

##### 3. 定着性資源の種苗放流

漁業協同組合や漁業者等は、定着性資源（カサゴ、アワビ等）の増大を推進するため、各地区においてカサゴ、アワビ等の種苗放流を行う。

#### III. 漁業後継者及び高齢化対策

##### 1. 「三重県漁業担い手対策協議会」との連携

漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組む。

##### 2. 新たな収入対策としてのヒロメ養殖の推進

各地区の漁業権管理委員が中心となって、設備投資が少なく漁労作業の負荷が比較的低い、高齢の漁業者や新規就業者が安定した漁業収入を得ることができるヒロメ養殖の試験を開始し、養殖を普及するための課題把握や整理を行い、各地区の漁業者への説明を行って養殖従

事者の増加を図り、本格展開させる。また、漁業協同組合は、ヒロメ養殖にかかるコストを削減するため、遊走子による種糸作りに取り組む。

#### IV. 漁港・水産関係施設の機能再編

##### 1. 各地域の市場・水産関連施設の機能再編及び拠点市場（中央市場）の整備

漁業協同組合は、漁港・水産関係施設整備について検討する委員会を設置し、各地域の漁業実態に応じた市場・水産関連施設整備の機能再編を検討するとともに、殺菌海水や窒素ナノバブル処理した冷海水を使用する等の鮮度保持技術を市場冷海水タンクに導入する。また、被災地の事業継続計画（水産業 BCP）の策定地域であり、「三重県水産物流通圏域」で流通拠点でもある奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想の在り方を協議し、構想計画の策定を行う。この計画に基づき、県・町と協議を経た後、漁港・水産関係施設の機能再編にかかる施設整備に取り組む。

#### V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上

##### 1. 地元水産物を用いた新たな加工品開発

漁業協同組合は、地元水産物の積極的な販売を強化するため、漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループを設立し、活動グループは、魚食普及活動計画及び特産品開発について協議等を踏まえ、地元水産物を活用した特産品の開発及び販売体制を構築する。

漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組み、加工技術の確立、販路開拓を図る。

##### 2. 移動販売車を活用した地元水産物の消費拡大

漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。

#### VI. 効率的な操業によるコストの削減

##### 1. 省エネ機器等の導入による燃油の削減

漁業者等は、燃油の削減を図るため、省エネ機器等の導入を推進する。

##### 2. 効率的な操業体制の構築による省燃油活動の実施

漁業者等は、省燃油活動を推進するため、効率的な操業体制を構築する。

##### 3. 船体及び機器メンテナンスの実施による燃費の向上

漁業者等は、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを推進する。

#### (2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

1. 漁業関係法令
2. 資源管理計画
3. 漁場改善計画

#### (3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

##### 1年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	以下の取組により、漁業所得を基準年より1%の収入向上を見込む。 <b>I. 魚類養殖業の収益性向上</b> ・既存ブランドである「伊勢まだい」は、出荷前のマダイに、三重県産の海藻・かんきつ・茶葉の粉末を14日以上給餌することで付加価値を高める戦略的な
--------------	---

	<p>取組となっている。</p> <p>当該地域で「伊勢まだい」を養殖している業者は、44 経営体中 7 経営体のみに留まっているため、漁業協同組合や県漁連が未参加者に対して、取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にも「伊勢まだい」の出荷尾数の増加を促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合及び県漁連は、海外でニーズが高まりつつあるブリ等の収益面や資金面等の課題について整理・検討を行う。</li> </ul> <p><b>II. 水産資源の維持・増大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに状況を調査し、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に向けた取組を開始する。</li> <li>・阿曾浦地区の漁業者等は、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を行いヒジキ漁場の再生に取り組む。</li> <li>・漁業者や漁協等は、水産資源の増大のため、県が実施する古和浦地区での藻場造成事業（面積：10,000 ㎡）に協力する。</li> <li>・カサゴの種苗放流を阿曾浦地区と神前浦地区にて 4,500 尾行う。</li> <li>・アワビの種苗放流を阿曾浦地区、槌柄浦地区、贅浦地区、奈屋浦地区、神前浦地区、方座浦地区にて合計 12,500 個を行う。</li> </ul> <p><b>III. 漁業後継者対策と高齢対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組む。</li> <li>・ヒロメ養殖は、設備投資が少なく漁労作業の負荷が比較的低いため、高齢の漁業者や新規就業者が取り組み易い養殖業となっている。そこで、各地区の漁業権管理委員が中心となってヒロメの試験養殖を開始し、養殖を普及するための課題把握及び整理を行う。</li> </ul> <p><b>IV. 漁港・水産関係施設の機能再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・水産関係施設整備について検討する委員会を設置し、各地域の漁業実態に応じた市場・水産関連施設整備の機能再編を検討するとともに、奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想の在り方を協議する。</li> </ul> <p><b>V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元水産物の積極的な販売を強化するため、漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループを設立し、魚食普及活動計画及び特産品開発について協議する。</li> <li>・漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組む。</li> <li>・漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを削減し漁業所得を基準年より向上させる。</p> <p><b>VI. 効率的な操業によるコストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、省エネ機器等の導入を推進し、燃油の削減を図る。</li> <li>・漁業者等は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動を推進する。</li> <li>・漁業者等は、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを進めることで燃油</li> </ul>

	コストの削減を図る。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（Ⅵ）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（Ⅵ）</li> <li>・漁業経営セーフティーネット構築事業（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・漁業収入安定対策事業（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（Ⅳ）</li> <li>・漁村女性地域実践活動促進事業（Ⅲ、Ⅴ）</li> <li>・水産業強化対策事業（Ⅳ）</li> <li>・農山漁村6次産業化対策事業（Ⅲ、Ⅴ）</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業（Ⅱ）</li> <li>・産地水産業強化支援事業（Ⅳ）</li> <li>・水産基盤整備事業（Ⅳ）</li> <li>・新規就業者総合支援事業（Ⅲ）</li> <li>・県単独事業（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）</li> <li>・町単独事業（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）</li> <li>・漁業構造改革総合対策事業（Ⅵ）</li> </ul>

2年目（平成29年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得を基準年より2.5%の収入向上を見込む。</p> <p><b>Ⅰ. 魚類養殖業の収益性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「伊勢まだい」養殖の未参加者に対して県漁連や漁業協同組合が取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にも「出荷尾数」の増加を促していく。</li> <li>・漁業協同組合及び県漁連は、海外でニーズが高まりつつあるブリ等の収益面や資金面等の課題について整理・検討を行う。</li> </ul> <p><b>Ⅱ. 水産資源の維持・増大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に向けた取組を行う。</li> <li>・漁業協同組合は、阿曾浦地区での取組成果を各漁業権管理委員会に共有することで、他地区においても、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を行いヒジキ漁場の再生に取り組むよう推進する。</li> <li>・漁業者や漁協等は、水産資源の増大のため、県が実施する奈屋浦地区での藻場造成事業（面積：10,000㎡）に協力する。</li> <li>・引き続き、カサゴの種苗放流を4,500尾、アワビの種苗放流を12,500個行う。</li> </ul> <p><b>Ⅲ. 漁業後継者対策と高齢対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携し、漁業後継者の確保・育成に取り組む。</li> <li>・各地区の漁業権管理委員会は、前年度のヒロメ試験養殖の実績を踏まえ、引き続きヒロメの試験養殖を実施し、養殖を普及するための課題把握及び整理を行う。</li> </ul>
--------------	--

	<p><b>IV. 漁港・水産関係施設の機能再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・水産関係施設整備について検討する委員会を設置し、各地域の漁業実態に応じた市場・水産関連施設整備の機能再編を検討するとともに、奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）の在り方を協議し、構想計画の策定を行う。</li> </ul> <p><b>V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組む。</li> <li>・漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループは、ヒロメ、マガキ、マグロ、マダイ、サバ類等を活用した特産品の開発を行うとともに、販売流通について協議を行う。</li> <li>・漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを削減し漁業所得を基準年より向上させる。</p> <p><b>VI. 効率的な操業によるコストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、省エネ機器等の導入を推進し、燃油の削減を図る。</li> <li>・漁業者等は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動を推進する。</li> <li>・漁業者等は、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを進めることで燃油コストの削減を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（VI）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（VI）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（I、II）</li> <li>・漁業収入安定対策事業（I、II）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（IV）</li> <li>・漁村女性地域実践活動促進事業（III、V）</li> <li>・水産業強化対策事業（IV）</li> <li>・農山漁村6次産業化対策事業（III、V）</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業（II）</li> <li>・産地水産業強化支援事業（IV）</li> <li>・水産基盤整備事業（IV）</li> <li>・新規就業者総合支援事業（III）</li> <li>・県単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・町単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・漁業構造改革総合対策事業（VI）</li> </ul>

3年目（平成30年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業所得を基準年より5.5%向上させる。</p> <p><b>I. 魚類養殖業の収益性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「伊勢まだい」養殖の未参加者に対して県漁連や漁業協同組合が取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にも「出荷尾数」の増加を促していく。</li> <li>・「伊勢まだい」とのリスク分散を図り、さらなる養殖経営の安定をめざすため、マダイを用いた第二のブランド養殖魚の創出に取り組む。そのため、県漁連</li> </ul>
---------------------	--

	<p>が主体となり消費者ニーズを取り入れた、餌・ネーミング・魚体重・海域等による差別化などの検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブリ養殖等における課題の整理・検討を踏まえ、漁業協同組合や県漁連が各地区養殖業者に対し、協業体での養殖業運営によるメリット等を説明し、養殖の普及を推進する。</li> </ul> <p><b>II. 水産資源の維持・増大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に向けた取組を行う。</li> <li>・漁業協同組合は、阿曾浦地区での取組成果を各漁業権管理委員会に共有することで、他地区においても、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を行いヒジキ漁場の再生に取り組むよう推進する。</li> <li>・漁業者や漁協等は、水産資源の増大のため、県が実施する奈屋浦地区での藻場造成事業（面積：10,000 m<sup>2</sup>）に協力する。</li> <li>・引き続き、カサゴの種苗放流を4,500尾、アワビの種苗放流を12,500個行う。</li> </ul> <p><b>III. 漁業後継者対策と高齢対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携し、漁業後継者の確保・育成に取り組む。</li> <li>・各地区の漁業権管理委員会は、ヒロメ試験養殖で得られた成果を踏まえ、各地区の漁業者へ説明を行って養殖従事者の増加を図り、本格展開させる。</li> <li>・漁業協同組合は、漁業者のヒロメ養殖にかかるコストを削減するため、遊走子による種糸作りを開始する。</li> </ul> <p><b>IV. 漁港・水産関係施設の機能再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・水産関係施設整備について検討する委員会は、市場・水産関連施設整備の機能再編や奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想を示した計画に基づき、県・町と協議を行う。</li> </ul> <p><b>V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組み、加工技術を確立する。</li> <li>・漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループは、ヒロメ、マガキ、マグロ、マダイ、サバ類等で開発した特産品を、地域内外の消費者に販売する等して販売体制を構築する。</li> <li>・漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを削減し漁業所得を基準年より向上させる。</p> <p><b>VI. 効率的な操業によるコストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、省エネ機器等の導入を推進し、燃油の削減を図る。</li> <li>・漁業者等は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動を推進する。</li> <li>・漁業者等は、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを進めることで燃油コストの削減を図る。</li> </ul>

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（Ⅵ）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（Ⅵ）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・漁業収入安定対策事業（Ⅰ、Ⅱ）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（Ⅳ）</li> <li>・漁村女性地域実践活動促進事業（Ⅲ、Ⅴ）</li> <li>・水産業強化対策事業（Ⅳ）</li> <li>・農山漁村6次産業化対策事業（Ⅲ、Ⅴ）</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業（Ⅱ）</li> <li>・産地水産業強化支援事業（Ⅳ）</li> <li>・水産基盤整備事業（Ⅳ）</li> <li>・新規就業者総合支援事業（Ⅲ）</li> <li>・県単独事業（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）</li> <li>・町単独事業（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）</li> <li>・漁業構造改革総合対策事業（Ⅵ）</li> </ul>
-----------	--

4年目（平成31年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得を基準年より6.5%向上させる。</p> <p><b>Ⅰ. 魚類養殖業の収益性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「伊勢まだい」養殖の未参加者に対して県漁連や漁業協同組合が取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にも「出荷尾数」の増加を促していく。</li> <li>・漁業協同組合や県漁連は、検討した第二のブランド養殖魚に取り組む養殖従事者を募り、第二のブランド養殖魚の生産を開始する。</li> <li>・ブリ養殖等における課題の整理・検討を踏まえ、漁業協同組合や県漁連が各地区養殖業者に対し、協業体での養殖業運営によるメリット等を説明し、養殖の普及を推進する。</li> </ul> <p><b>Ⅱ. 水産資源の維持・増大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に向けた取組を行う。</li> <li>・漁業協同組合は、阿曾浦地区での取組成果を各漁業権管理委員会に共有することで、他地区においても、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を行いヒジキ漁場の再生に取り組むよう推進する。</li> <li>・漁業者や漁協等は、効率的な操業を推進するため、南島地区地先での魚礁（規模：30,000空m<sup>3</sup>）事業に協力する。</li> <li>・引き続き、カサゴの種苗放流を4,500尾、アワビの種苗放流を12,500個行う。</li> </ul> <p><b>Ⅲ. 漁業後継者対策と高齢対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携し、漁業後継者の確保・育成に取り組む。</li> <li>・各地区の漁業権管理委員会は、ヒロメ試験養殖で得られた成果を踏まえ、各地区の漁業者へ説明を行って養殖従事者の増加を図り、ヒロメ養殖の拡大を図る。</li> </ul>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、漁業者のヒロメ養殖にかかるコストを削減するため、遊走子による種糸作りを行う。</li> </ul> <p><b>IV. 漁港・水産関係施設の機能再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・水産関係施設整備について検討する委員会は、市場・水産関連施設整備の機能再編や奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想を示した計画に基づき、県・町と協議を行う。</li> </ul> <p><b>V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組み、販路開拓を図る。</li> <li>・漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループは、ヒロメ、マガキ、マグロ、マダイ、サバ類等で開発した特産品を、地域内外の消費者に販売する等して販売体制を構築する。</li> <li>・漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを削減し漁業所得を基準年より1%向上させる。</p> <p><b>VI. 効率的な操業によるコストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、省エネ機器等の導入を推進し、燃油の削減を図る。</li> <li>・漁業者等は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動を推進する。</li> <li>・漁業者等は、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを進めることで燃油コストの削減を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（VI）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（VI）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（I、II）</li> <li>・漁業収入安定対策事業（I、II）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（IV）</li> <li>・漁村女性地域実践活動促進事業（III、V）</li> <li>・水産業強化対策事業（IV）</li> <li>・農山漁村6次産業化対策事業（III、V）</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業（II）</li> <li>・産地水産業強化支援事業（IV）</li> <li>・水産基盤整備事業（IV）</li> <li>・新規就業者総合支援事業（III）</li> <li>・県単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・町単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・漁業構造改革総合対策事業（VI）</li> </ul>

5年目（平成32年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業所得を基準年より8%向上させる。</p> <p><b>I. 魚類養殖業の収益性向上</b></p>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「伊勢まだい」養殖の未参加者に対して県漁連や漁業協同組合が取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にも「出荷尾数」の増加を促していく。</li> <li>・漁業協同組合や県漁連は、検討した第二のブランド養殖魚に取り組む養殖従事者を募り、第二のブランド養殖魚の生産を開始する。</li> <li>・ブリ養殖等における課題の整理・検討を踏まえ、漁業協同組合や県漁連が各地区養殖業者に対し、協業体での養殖業運営によるメリット等を説明し、養殖の普及を推進する。</li> </ul> <p><b>II. 水産資源の維持・増大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を実施する等して藻場の回復に向けた取組を行う。</li> <li>・漁業協同組合は、阿曾浦地区での取組成果を各漁業権管理委員会に共有することで、他地区においても、食害生物（ウニ）の除去と磯の付着物清掃を行いヒジキ漁場の再生に取り組むよう推進する。</li> <li>・漁業者や漁協等は、効率的な操業を推進するため、南島地区地先での魚礁（規模：30,000 空m<sup>3</sup>）事業に協力する。</li> <li>・引き続き、カサゴの種苗放流を 4,500 尾、アワビの種苗放流を 12,500 個行う。</li> </ul> <p><b>III. 漁業後継者対策と高齢対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合は、水産業・漁村の活性化のために、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携し、漁業後継者の確保・育成に取り組む。</li> <li>・各地区の漁業権管理委員会は、ヒロメ試験養殖で得られた成果を踏まえ、各地区の漁業者へ説明を行って養殖従事者の増加を図り、ヒロメ養殖の拡大を図る。</li> <li>・漁業協同組合は、漁業者のヒロメ養殖にかかるコストを削減するため、遊走子による種系作りを行う。</li> </ul> <p><b>IV. 漁港・水産関係施設の機能再編</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・水産関係施設整備について検討する委員会は、市場・水産関連施設整備の機能再編や奈屋浦漁港の拠点市場（中央市場）構想を示した計画に基づき、漁港・水産関係施設の機能再編にかかる施設整備に取り組む。その取組において、高度衛生管理型市場対策に着手するとともに、水揚げの多くを占めるアジ類・サバ類・イワシ類を中心に殺菌海水や窒素ナノバブル処理した冷海水を使用する等の鮮度保持技術を市場冷海水タンクに導入して、水揚げ単価の向上（平均単価 3 円/kg）を図る。</li> </ul> <p><b>V. 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者及び漁業協同組合は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組み、販路開拓を図る。</li> <li>・漁協女性部、水産会社及び漁業者等で構成される活動グループは、ヒロメ、マガキ、マグロ、マダイ、サバ類等で開発した特産品を、地域内外の消費者に販売する等して販売体制を構築する。</li> <li>・漁業協同組合は、移動販売車による販売について、各地区の売上状況を踏まえて販路の見直し等を行い、販売・流通体制の強化を図る。</li> </ul>
<p>漁業コスト削減</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを削減し漁業所得を基準年より 2%向上させる。</p>

<p>のための取組</p>	<p><b>VI. 効率的な操業によるコストの削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者等は、省エネ機器等の導入を推進し、燃油の削減を図る。</li> <li>・漁業者等は、効率的な操業体制の構築による省燃油活動を推進する。</li> <li>・漁業者等は、定期的に船底掃除等に取り組む体制づくりを進めることで燃油コストの削減を図る。</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（VI）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（VI）</li> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（I、II）</li> <li>・漁業収入安定対策事業（I、II）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（IV）</li> <li>・漁村女性地域実践活動促進事業（III、V）</li> <li>・水産業強化対策事業（IV）</li> <li>・農山漁村6次産業化対策事業（III、V）</li> <li>・水産多面的機能発揮対策事業（II）</li> <li>・産地水産業強化支援事業（IV）</li> <li>・水産基盤整備事業（IV）</li> <li>・新規就業者総合支援事業（III）</li> <li>・県単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・町単独事業（II、III、IV、V）</li> <li>・漁業構造改革総合対策事業（VI）</li> </ul>

（4）関係機関との連携

取組の効果が十分に実現されるよう、国の事業を積極的に活用し、県内の漁業協同組合、県漁連、行政（三重県、南伊勢町）等との連携を強める。

4 目標

（1）数値目標

<p>漁業所得の向上 %</p>	<p>基準年</p>	<p>平成</p>	<p>年度：漁業所得</p>	<p>千円</p>
<p>以上</p>	<p>目標年</p>	<p>平成</p>	<p>年度：漁業所得</p>	<p>千円</p>

（2）上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
<p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p>	<p>生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器の導入を支援</p>
<p>水産業競争力強化金融支援事業</p>	<p>漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金の融資を支援</p>

漁業経営セーフティネット構築事業	燃油高騰が漁業経営を圧迫して悪化する影響の緩和
漁業収入安定対策事業	漁業共済・積立ぶらすを活用して資源管理・漁場改善計画の取組に対する支援
水産業競争力強化緊急施設整備事業	漁港・水産関係施設の機能再編に必要となる施設整備を支援
漁村女性地域実践活動促進事業	漁村女性中心となって取り組む特産品の加工開発等の意欲的な実践活動を支援
水産業強化対策事業	漁港漁場の機能向上となる施設整備を支援
農山漁村6次産業化対策事業	生産現場での加工販売等に必要な機器整備を支援
水産多面的機能発揮対策事業	藻場の再生、食害生物の駆除
産地水産業強化支援事業	地先資源の増大等に資する取組
水産基盤整備事業	水産物の供給基盤や水産資源の生息環境の整備等の支援
新規就業者総合支援事業	漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等の支援
県単独事業	投石、藻場造成、魚礁事業等
町単独事業	種苗放流等
漁業構造改革総合対策事業	まき網漁業の改革型漁船の実証事業に対する支援